

申告のとき必要なもの

- ・ 税務署より申告書が送付された人はその申告書
- ・ 給与所得、公的年金の源泉徴収票（必ず原本を持参してください）
- ・ 生命保険料および個人年金保険料の証明書
- ・ 国民年金保険料の領収書又は支払額の確認できるもの
- ・ 損害保険料の証明書
- ・ 小規模企業共済等掛金証明書
- ・ 農業、営業（自営業）等は収支明細書
- ・ 医療費控除を受ける場合は領収書（必ず集計してきてください）
- ・ 印かん（通帳の届出印）
- ・ 本人名義の銀行等の口座番号が確認できるもの

【確定申告受付日程】

会場	相談日	対象地区	
		午前	午後
役場研修室 (2階)	2月16日(水)	間瀬1~4区	間瀬5~7区
	17日(木)	金池・久保田	猿ヶ瀬
	18日(金)	橋本	
	21日(月)	北野・油島	白鳥
	22日(火)	夏井	
	23日(水)	高畑	湯上・横曽根
	24日(木)	西中	栄
	25日(金)	新谷	西船越
	28日(月)	西長島	南谷内
	3月1日(火)	樋曾	和納12区・富岡
	2日(水)	石瀬	
	3日(木)	和納7・9区	和納11区
	4日(金)	岩室	
	7日(月)	高橋	原
	8日(火)	和納3区	和納4区
	9日(水)	和納5区	和納8・10区
	10日(木)	和納1・2区	津雲田
	11日(金)	和納6区	和納三田
	14日(月)	指定日に申告できない人	
	15日(火)	指定日に申告できない人	

■ 受付時間 { 午前9時~11時30分 } を厳守してください。
 { 午後1時~3時30分 }

■ 指定以外の日に申告される人は、対象地域の方が優先されますのでご了承ください。

申告書は自分で記入しましょう!! 確定申告

期間 2月16日(水)~3月15日(火)

~申告をしなければならない人~

- ① 農業、営業その他の事業を営んでいる人、および事業専従者で他の所得のある人。
- ② 土地、家賃などの収入のある人。
- ③ 給与所得者で2か所以上から給与を受けている人。
(給与のほかに年金などのある場合も該当します)
- ④ 給与や賃金などの収入があっても、年末調整をされなかった人。
- ⑤ 給与所得者で、雑損控除、医療費控除、住宅借入金特別控除などを受けようとする人。
- ⑥ 不動産などの資産を譲渡して所得のある人。



「所得税」、「消費税」のお問い合わせは...

巻税務署 個人課税第一部門
872-2357

国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

「村・県民税」のお問い合わせは...

岩室村税務課
882-5716

お願い
申告書は、「確定申告の手引き」等に基づいて記入し、税務署に郵送するか、役場会場に提出してください。なお、申告の内容（不動産の譲渡、株式等の譲渡、退職所得、住宅借入金特別控除、青色申告等）によっては、役場では受け付けできないものもあります。その場合、税務署へ行っていただくこともありますので、事前にご確認ください。